

[事案 2021-263] 入院給付金等支払請求

・令和4年7月19日 和解成立

<事案の概要>

告知義務違反により契約が解除され、入院給付金等が支払われなかったことを不服として、給付金等の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

腰部脊柱管狭窄症により入院し、内視鏡下椎弓切除術を受けたため、令和元年10月に契約した医療保険（右下肢全期間不担保）にもとづき入院給付金等を請求したところ、告知義務違反により契約が解除され、給付金等が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金等と遅延損害金を支払ってほしい。

- (1)告知義務違反とされた変形性腰椎症については、医師から「歳を取ればよくなる病気」と説明を受けたが、病名は覚えていなかったため、医師の診察について告知する項目に「はい」と回答したものの病名は記入しなかった。
- (2)変形性膝関節症については、病名を聞いていたので病名も含めて告知した。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、主治医から令和元年7月に変形性腰椎症の病名告知を受けている旨が診断書に記載されており、変形性膝関節症とは別の疾患であるから告知義務違反となる。
- (2)申立人は、腰の治療を受けている認識がありながら告知していないため、重大な過失にあたる。
- (3)告知義務違反の原因となった変形性腰椎症は、腰部脊柱管狭窄症と同一部位の関連疾患であり、申立人から因果関係がないとの証明はないため、給付金を支払うことはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の経緯等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、入院給付金等の支払いは認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1)本契約は従前の契約からの乗換契約であり、乗換後の契約では給付金が支払われない可能性があるため、申立人に対して既往症について慎重に確認しリスクを説明すべきであった。
- (2)契約手続までに複数回の面談がなされており、高齢者募集ルールに則った募集が行われているが、申立人の同居の子が同席できる状況であったにもかかわらず、同席を求めなかったことは、高齢者への配慮に欠ける。
- (3)一般に、高齢者については、告知事項について見落としや誤記が生じやすい傾向が否定できないことから、募集人は告知書に記載された内容に誤りや漏れがないか、契約者に確認を求めることが望ましかったと言える。